平成３０年（フ）第１４８１号
東京都葛飾区西水元５丁目９－６－405
債務者　酒井加代子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４８３号
東京都江戸川区南葛西６丁目20－６－401
債務者　早坂　数子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４８４号
東京都江戸川区北葛西１丁目３－36　エクセルＮＯ．４　416
債務者　吉木　文庫
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５００号
東京都品川区西大井６丁目18－４－504　ビバリーホームズ中延Ⅱ
債務者　堂野　真弓
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５０１号
東京都板橋区高島平２丁目33－１－1028
債務者　竹下　敬隆
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５０６号
千葉県市川市福栄１丁目14－７－401
債務者　鳶田　祐介
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５１６号
東京都大田区田園調布２丁目22－６
債務者　丸山　　覚
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５１７号
東京都足立区西新井２丁目６－７－303
債務者　黒田　公二
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５２２号
東京都杉並区高井戸西１丁目28－２－102
高井戸西１丁目アパート
債務者　原崎乃里江
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４号
静岡県島田市細島1742番地の２　グリーン102号、旧住所静岡県藤枝市北方1031番地の３
債務者　山田　訓章
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５号
静岡県島田市細島1742番地の２　グリーン102号、旧住所静岡県藤枝市北方1031番地の３
債務者　山田　しも
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４４号
静岡県焼津市道原874番地の８　Ｋ２ソフィア201
債務者　朝比奈由美子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４９号
静岡市葵区あさはた１丁目４番３－71号
債務者　大橋久美子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８２号
静岡市清水区北脇新田358番地の２
債務者　石原　正貴
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４３号
東京都八王子市諏訪町1923番地１松枝住宅６－503
債務者　尾崎ひとみ
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部